

陸修会からのお知らせ

【令和4年9月】

6月17日の偕行社評議員会の決定を受け、偕行社より合同の申し入れがあり、第1回合同協議を8月15日に実施しました。引き続き合同協議を実施中です。

【令和5年1月】

陸修会は、公益財団法人偕行社からの申し入れを受け、これまで4回の合同協議を重ねております。

この際、両会の合同は、努めて早期に行うことが、陸修会の本格的な運営の観点から望ましいことから、令和6年4月からの合同を追求して協議を進めています。

なお、この場合、令和5年4月の定期総会の議題として「偕行社との合同」を上程したいと考えています。

また、陸修会支部の立上げについては、合同協議が開始されていることから、合同後に行うことにしたいと思っております。

引き続き、合同後の名称などの合同協議の内容は、逐次ホームページで紹介いたします。

【令和5年3月】

陸修会令和5年度定期総会・懇親会のご案内

陸修会令和5年度定期総会を下記のとおり開催致しますのでご案内申し上げます。なお、総会後に軽食を伴う立食の懇親会を予定しております。

記

日時 令和5年4月21日（金）

受付 9時30分～

総会 10時～12時

懇親会 12時～13時

場所 グランドヒル市ヶ谷

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4-1

電話 03-3268-0111（代表）

内容 第1議題 令和4年度事業報告

第2議題 令和4年度収支決算書

第3議題 公益財団法人偕行社との合同について

第4議題 令和5年度事業計画（令和5年度収支予算書を含む）

参加費 総会は、無料です。

懇親会は、3,000円程度を予定しています。

参加申込み 既に参加申込みをいただいた皆様、ありがとうございます。

総会にご参加いただける会員の皆様で、未だ事務局にご連絡をいただいていない方は、懇親会参加の出欠を含めて、4月10日（月）までにご連絡をお願い致します。

連絡先 〒160-0002

東京都新宿区四谷坂町12-22 VORT（ボルト）四谷坂町5階

偕行社事務局内 陸修会事務局

電話 03-6380-0623

FAX 03-6380-0624

メール rikushukaiinfo@wine.ocn.ne.jp

備考

陸上自衛隊を幹部で勤務し円満に退職した方は、すべて陸修会の一般会員です。

一般会員は、1口千円として、毎年5口を基準とした寄付を行うことができます。

寄付の申込みは、陸修会事務局にて随時受け付けています。

一般会員のうち、陸修会への寄付を行った方は、陸修会の正会員です。

正会員には、総会の議決権が付与されています。

令和4年度に寄付をされた方は、陸修会令和5年度定期総会に正会員としてご参加いただけます。

また、令和4年度に寄付をされていない方でも、令和5年度の総会当日に寄付をされる方は、正会員としてご参加いただけます。

【令和5年5月】

陸修会令和5年度定期総会結果のお知らせ

陸修会は、4月21日（金）グランドヒル市ヶ谷で令和5年度の定期総会を開催し、令和4年度の事業報告、令和4年度の収支決算書について了承しました。

また、公益財団法人偕行社との合同について審議し、以下のことを了承しました。

① 陸修会は、公益財団法人偕行社と令和6年4月より合同する。

② 合同後の名称は「陸修偕行社」とする。

③ 今後、偕行社で「合同協議での合意事項」に基づく意思決定がなされた場合は、別に示す時期に臨時総会を開催し、陸修会の合同後について審議する。

【合同協議での合意事項（令和5年1月10日合意）】

偕行社と陸修会の合同協議での合意事項

1 趣旨

公益財団法人偕行社と陸修会は、偕行社側からの求めにより、令和4年8月より合同協議を開始し、複数回の合同協議を経て、以下の合意に達した。

本合意書面は、その合意の概要をそれぞれの合同協議代表によって取り交わしたものである。

2 合意事項

（1）合同後の組織の基本的考え方

ア 合同後の組織は、現在の偕行社の目的、新たな偕行社の在るべき方向（理念）及び偕行社が行っている定款に記載のある事業を全て引継ぐ。

イ 合同後の組織は、「陸自幹部退官者全員に開かれた会」「全会員に魅力ある会」「陸上自衛隊の現役に役立つ会」との陸修会の会運営の基本理念を引継ぐ。

（2）合同後の名称

ア 合同後の名称は、「公益財団法人陸修偕行社」とする。

イ 令和6年4月からの合同組織の運営開始を前提に定款の変更を実施する。

（3）会員規程

ア 偕行社の規定の「普通会员」「家族会員」「賛助会員」「名誉会員」の枠組みとし、「普通会员は」「旧軍関係者と幹部自衛官退官者等」の枠組みとする。

この際、幹部自衛官退会者等の等は准尉とする。

イ 陸上自衛隊幹部自衛官として勤務し円満に退官した者は、入会の手続きは不要とし、その他の会員は入会手続きを経て入会する。

ウ 会員は寄付を行うことができるとし、寄付を行わなかった場合にも退会者とはしない。この際、合同後の組織からの情報提供を行う場合は、寄付を行ったものを優先して実施する。

エ ウ項の普通会员の寄付額（年度）は、当面1口5千円とする。

この際、合同後に定期刊行誌「偕行」の在り方について検討し、それまでの間は寄付を行った会員への配布は当面継続する。この定期刊行誌「偕行」の検討結果等を踏まえ、寄付額については再度検討する。

（4）合同後に具体化すべき事項

ア 本部と支部の関係

イ 「偕行」誌の在り方

（5）定款及び各種規定の整備

ア 令和6年4月からの運営開始を前提とし、定款の変更は最小限とする。

イ 定款の変更及び各種規定の整備は、合同協議で合意を得つつ実施する。